別表３　第１号様式（第６条関係）

神奈川県ＥＶ普通充電設備整備費補助金交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 郵便番号 |  |
| 住　所（法人又は管理組合の場合は所在地） |  |
| フリガナ |  |
| 氏　名（法人又は管理組合の場合は名称） |  |
| 代表者の職（法人又は管理組合の場合） |  |
| フリガナ |  |
| 代表者の氏名（法人又は管理組合の場合） |  |

神奈川県ＥＶ普通充電設備整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、７の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（別表３　第１号様式別紙２）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、第３号補助事業（目的地充電）に該当する場合は、補助事業で設置する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等で公表することについて同意します。

１　申請者区分（該当する□に「✓」を記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人（管理組合法人を含む。） | □ | 役員等氏名一覧表（別表３　第１号様式別紙２）を作成してください。 |
| 法人格を有しない管理組合 | □ | 申請者（管理組合の場合は代表者）の生年月日・性別を記載してください。  T・S・H　　　年　　月　　日生  男・女 |
| 個人事業者 | □ |
| 個人 | □ |

２　補助金交付申請額

神奈川県ＥＶ普通充電設備整備費補助金事業計画書（別表３　第１号様式別紙１）の５に記載の額

３　補助事業の着手予定日と完了予定日

〇　着手予定日について、ＥＶ普通充電設備の設置工事の着工予定日を記載してください。

　〇　完了予定日について、次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください。

(1) ＥＶ普通充電設備の引渡し又は設置工事の完了

(2) ＥＶ普通充電設備の整備に係る代金の支払

(3) ＥＶ普通充電設備を整備した建物の引渡し（新築の共同住宅等にＥＶ普通充電設備を整備する場合で、設備に係る契約が建物に関する契約と別であるときは除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| 着手予定日 | 完了予定日 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

４　申請者の連絡先

　管理組合の場合はその代表者の日中連絡が取れる連絡先を記載してください。

　　管理会社や管理人室等の電話番号は記載しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| TEL： | | | |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | | |
| 部署名・役職名 |  | 担当者名 |  |

５　郵送物の送り先（申請者が法人又は管理組合の場合）（該当する□に「✓」を記載）

　　審査の結果等は申請者に通知します。施工事業者等の住所は記載しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者住所と同じ | □はい　　　□いいえ |
| （異なる場合）  郵便番号・住所  受取人名称 |  |

６　整備する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先

　　技術的事項等について確認することがあります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名： | | | |
| TEL：　　　　　　　　　　　　　　　　電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | | |
| 部署名・役職名 |  | 担当者名 |  |

７　誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

(1) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

(9) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）、その他の土地及び建物の権原並びに土地の規制に関する法令など、法令を遵守すること。